

No. 380

4月10日



広報

川越

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811代

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画財政部企画課

私は、川越市の昭和五十年度の行政開始に当たり、市長いたしまして、本年度の当初予算の編成方針とその概要につきましてご説明を申し上げ、市民の皆様の特段のご理解あるご協力をお願いしたいと存ずるものであります。

ご承知のことく、私は、昭和四十年九月の選挙によりまして川越市長に選ばれて以来、早くも九年有半の長きにわたって市長の重職を勤めさせていただいておりますが、微力な私が、今まで大過なく大任を果たしてまいることができましたのも、これひとえに、市民の皆様の絶大なご支援によるものであります。

川越のことを、常に心に留めて、本年度の予算編成にあたるに当り、市長として、何よりも重要なことは、市民の皆様の日常生活を安全、健康、快適かつ能率的、しかも文化的な豊かさと喜びの多いものとすることです。ですが、ご承知のように新年度も、前年度以上に地方財政が悪条件下にあるわけであります。

厳しい財政の中で
公約の実現に努力

私は、川越市の昭和五十年度の行政開始に当たり、市長いたしまして、本年度の当初予算の編成方針とその概要につきましてご説明を申し上げ、市民の皆様の特段のご理解あるご協力をお願いしたいと存するものであります。

ご承知のことく、私は、昭和四十年九月の選挙によりまして川越市長に選ばれて以来、早くも九年有半の長きにわたって市長の重職を勤めさせていただいておりますが、微力な私が、今まで大過なく大任を果たしてまいることができましたのも、これひとえに、市民の皆様の絶大なご支援によるものであります。

市税の伸びは27.6% 重点施策中心に配分

歳入

個人市民税の各種控除の引き上げ
ガス税の税率の引き下げ等の場合には、当然法改正の時点における補正が必要となります。

市税は、前年度当初よりも四億四千百四十一万円の増を見込みましたが、その大半は民生及び教育関係等の事業増によるものであり、また、県支出手金、財産収入、寄附金、諸収入等の歳入は、いずれも確実な積算に基づく計上であります。

また市債の三億九千九百四十万円は、教育、土木等の諸事業のためのものであります。

歳

出

次は、一般会計予算の歳出につく計上であります。

また市債の三億九千九百四十万円は、教育、土木等の諸事業のためのものであります。

五十億円を超える教育費

霞ヶ関公民館の新築など

また、教育施設のうち小学校につきましては、前年度の債務負担行為による川越小学校及び山田小学校の増築並びに泉小学校の体育館建設費を計上いたしました。

なお小学校アールは、新設の霞ヶ関小学校及び仮称的場小学校（現霞ヶ関東小学校）に建設を予定いたしました。さらに、市土地開発公社によってすでに先行建設されました南古谷小学校校舎、高階西小学校の校舎及び体育館並びに高階北小学校の校舎及び体育馆の取得費も計上いたしました。

また、中学校につきましては、新たに霞ヶ関中学校の防音校舎の増築費と、福原中学校の技術科教室の建設費も計上いたしました。

さらにまた、不急不要の経費を減らし、財源の効率的な分配に意を用いて、一般職員の新規採用はこれを見合せることとしたいたしました。

ささらには、市土地開発公社による学校用地の買収費及び校舎の建設費等を含めますと、その総額は四千三百十二万円となります。

さらにこれに市土地開発公社による学校用地の買収費及び校舎の建設費等を含めますと、その総額は四千三百十二万円となります。

線の調査費を計上いたしました。

公園につきましては、引き続き市内の各所に散在する公園の整備を行ふとともに、入間川河川敷の

対象者の拡大を図りました。さら

に、老人福祉のために敬老年金の

額を図りました。なお、児童福

のため、同和対策事業とい

たしまして、名細地区に定員九〇人

の保育園を建設する経費を計上い

ました。

また、教育施設のうち小学校につきましては、前年度の債務負担行為による川越小学校及び山田小学校の増築並びに泉小学校の体育館建設費を計上いたしました。

なお、前年度建設いたしました。すなわちこの増額によりまして精神薄弱者に対する授産施設

が、市土地開発公社によってすでに先行建設されました。さらに、市ににおいて直接管理する

度から市ににおいて直接管理する

こととし、そのための費用も計上いたしました。また、重度心身障害者の福祉年金につきましても、

おお、前年度建設いたしました。度当初の十七億六千二百四万円に比べると、三五・八割の増となつております。

すなわちこの増額によりまして精神薄弱者に対する授産施設

が、市土地開発公社によってすでに先行建設されました。さらに、市ににおいて直接管理する

度から市ににおいて直接管理する

こととし、そのための費用も計上いたしました。また、重度心身障害者の福祉年金につきましても、

線の調査費を計上いたしました。

公園につきましては、引き続き市内の各所に散在する公園の整備を行ふとともに、入間川河川敷の

対象者の拡大を図りました。さら

に、老人福祉のために敬老年金の

額を図りました。なお、児童福

のため、同和対策事業とい

たしまして、名細地区に定員九〇人

の保育園を建設する経費を計上い

ました。

また、教育施設のうち小学校につきましては、前年度の債務負担行為による川越小学校及び山田小学校の増築並びに泉小学校の体育館建設費を計上いたしました。

なお、前年度建設いたしました。すなわちこの増額によりまして精神薄弱者に対する授産施設

が、市土地開発公社によってすでに先行建設されました。さらに、市ににおいて直接管理する

度から市ににおいて直接管理する

こととし、そのための費用も計上いたしました。また、重度心身障害者の福祉年金につきましても、

おお、前年度建設いたしました。度当初の十七億六千二百四万円に比べると、三五・八割の増となつております。

すなわちこの増額によりまして精神薄弱者に対する授産施設

が、市土地開発公社によってすでに先行建設されましたが、これは市ににおいて直接管理する

度から市ににおいて直接管理する

こととし、そのための費用も計上いたしました。また、重度心身障害者の福祉年金につきましても、

おお、前年度建設いたしました。度当初の十七億六千二百四万円に比べると、三五・八割の増となつております。

すなわちこの増額によりまして精神薄弱者に対する授産施設

が、市土地開発公社によってすでに先行建設されましたが、これは市ににおいて直接管理する

度から市ににおいて直接管理する

こととし、そのための費用も計上



出生・転入記念に贈呈 金木

一花と植木の展示即売会

3月20日～24日まで、初雁公園内において、川越市植木花き園芸組合主催・川越市後援の「第11回花と植木の展示即売会」が開かれました。

当日は、庭木、盆栽、花等の展示即売会・園芸会でも相談コーナーのほか、3月19日～22日までの間に出生届・転入届を出し、会場へ来られた方46人（出生…28人、転入…18人）に、出生転入記念として、金木せいを贈りました。

写真ニュース

みなさまのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

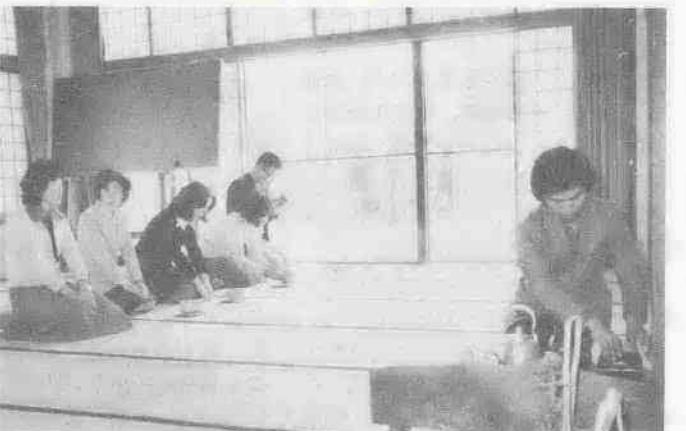
講座・クラブの成果を発表

勤労青少年ホーム文化祭

3月30日、川越勤労青少年ホームで、「文化祭」が行われました。

勤労青少年ホームでは、多くの勤労青少年がいろいろな講座やクラブで活動していますが、この文化祭は、その発表の場でもあるわけです。

当日は、作品展、お茶会、お華、料理のほか歌やゲームなど、多彩な催しが行われ、集った勤労青少年たちは、他の講座やクラブの発表をみて、今度はあの講座・クラブを受けようと言話を合っていました。



会員を募集します 牧 声 会

声団

混合



募集します。

練習は、毎週土曜日、午後六時三十分まで、初雁幼稚園（川越市民会館横）で行っています。

同合唱団は、毎年一回定期演奏会（今年は、七月十二日㈯）を開く等いろいろな活動をしていま

す。

合唱の好きな方は、是非ご参加ください。

連絡先：吉田均（川越市大字上戸一一七一、☎(049)一〇四九二）

ください。

内定申込: 4月17日(木)から受け付けますので中央公民館(☎221-1394)または商工會議所(☎221-0964)へ。
参加費: 五百円
対象: 婦人経営者および商店の主婦
内容: 現在の経済状態について、茶道、上手な金の借り方などを紹介します。

期日: 5月8日(火)、20日(火)
一日(火)、十八日(金)
会場: 大和銀行川越支店一階
会議室
時間: 午前十時~正午
申込: 4月17日(木)から受け付けますので中央公民館(☎221-1394)かまたは商工會議所(☎221-0964)へ。

婦人教室

友と語ろう・ともに学ぼう
△中央青年教室△
期日: 5月7日
から来年3月まで
までの毎週水曜日
午後六時三十分
八時三十分
会場: 中央公民館(三久保町一
在勤の青年男女
申込: 4月17日(木)から中央公民館で受け付けます。運営費前半分(半年内)を添え直接申し込みください。

おしらせ

南公民館全館落成記念 文化講演会と展覧会

南公民館は昨年12月に新館へ移転しましたが、このほど残りの増設分も完成し、全館落成なりました。これを記念して、文化講演会と展覧会を開催します。皆さんに親しむ絶好の機会ですのでお誘い合わせの上、お出かけください。

文化講演会

テーマ「現代生活を考える」

演題…社会生活と話し方、花の心と生活
日時…「社会生活と話し方」=4月16日(水)
午後6時30分から 「花の心と生活」=17日(木)、午後1時から 参加費…無料
講師…江木武彦氏、安達瞳子氏
会場…南公民館(新宿町1-17-7)
※聴講ご希望の方は、あらかじめ電話で南公民館(☎43-0038)へ申し込みください。

各クラブの作品展

南公民館の各種クラブから生まれた作品の数々が、あなたもぜひお仲間に迎えようと、こしたんたんとねらっています。どうぞ、気軽に立寄りください。
期日…4月19日(土)から21日(月)までの午前9時~午後6時(ただし、21日のみ午後4時まで)
展示品…書、絵画(油絵・日本画)、生け花、

NHK うらわFM放送

県内各地の話題・音楽・ニュースを放送
大きな事故・事件・選挙の開票速報・高校野球県大会も
…地方独自の情報を放送…

うらわFM放送
お楽しみください

85.1MHz
JOLP-FM

△農地転用等の申請締め切りは毎月10日です△

遺族会に入をご加入を

昭和五十年度に終戦三十周年記念慰靈事業を計画している市遺族会として、現在市遺族会では、戦没者遺族(日華事変以降に戦没された方の遺族で、その戦没者の祭祀を掌る家庭)の調査を、市の協力を得て行っています。遺族会の役員または市遺族会事務局(福祉課社会係、☎221-1881)へご連絡ください。この機会に、ぜひ

県では、昭和五十年度に終戦三十周年記念慰靈事業を計画している市遺族会として、現在市遺族会では、戦没者遺族(日華事変以降に戦没された方の遺族で、その戦没者の祭祀を掌る家庭)の調査を、市の協力を得て行っています。遺族会の役員または市遺族会事務局(福祉課社会係、☎221-1881)へご連絡ください。この機会に、ぜひ

あなたの身の回りに何か困りごとがありますが、その実施に関しては次のもがあります。皆

がございましたら、気軽にお出かけください。相談は無料ですしおくだけです。もちろん秘密は厳守します。

一般相談: 家庭生活や社会生活上のすべての相談

行政相談: 市、県、国の行政全

ひ遺族会へご加入ください。
戦没者(本籍、氏名、生年月日、階級、所属部隊、死亡(区分、年月日、場所)遺族会統柄、住所、氏名

連絡事項

▼新規交付手数料

七百円

△なお、診療受付時間および診療時間等は、内科・整形外科と同じです。

担当医師: 清成章

△くわしくは、市立診療所(☎221-12648)へ。

▽更新交付手数料(書き換え): 一千三百円

△なお、この用紙は用度課(市役所五階)に用意しておりますから、お申し出ください。

△新規交付手数料

七百円

△なお、この用紙は用度課(市役所五階)に用意しておりますから、お申し出ください。

△新規交付手数料

七百円

△なお、この用紙は用度課(市役所五階)に用意しておりますから、お申し出ください。

△新規交付手数料

七百円

△なお、この用紙は用度課(市役所五階)に用意ましてはあります。

△新規交付手数料

七百円

△なお、この用紙は用度課(市役

よりだより
市議会



市議会第一回定例会から

昭和五十年度予算などを可決

市議会第一回定例会は、三月六日午後一時に市役所に招集されました。招集にあたっての件名は「昭和五十年度川越市一般会計予算」ほか七十二件でした。

- ▽ 川越市行政組織条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、行政需要の多様化に対応するため「工事検査室」を加えるとともに、総務部の分掌事務に「公用自動車に関すること」などを加えたものです。
- ▽ 川越市職員定員条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、川越市職員定員条例の一部を改正する条例を定めることについて
- ▽ 特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、経済情勢に合わせた適正料金に改正するため、その使用料市外居住者大人「三千円」を「二万円」に、小人「二千円」を「八千元」に改めたものです。
- ▽ 川越市靈柩自動車使用条例の一部を改正する条例を定めることがあります。
 - は、年金の額を引上げ老人の福祉増進を図るため、七十五歳以上八十五歳未満の者「三千円」を「四千円」に、八十五歳以上の者「五千円」を「六千円」に改めたものです。
- ▽ 川越市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、経済情勢に合わせた適正料金に改正するため、その使用料を一部改正したものです。
- ▽ 川越市土地開発基金条例の一部を廃止する条例を定めることについて
 - は、し尿の収集、運搬手数料の適正化をはかるため、し尿処理手数料を改訂したものです。
- ▽ 川越市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、高等学校教育の実情を考慮しその授業料、本市に住所を有するものの「九千六百円」を「一万四千四百円」、その他のもの「一万四千四百円」を「二万四千円」に改めたものです。
- ▽ 川越市公民館設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、市議会における心身に障害のある児童に対して、機能回復の指導、訓練を行うための「川越市立ひかり児童園」の設置に伴い、その必要な事項を定めたものです。
- ▽ 川越市心身障害児母子通園施設条例を定めることについて
 - は、本市における心身に障害のある児童に対しても、手当の額に改めたものです。
- ▽ 川越市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、水洗便所の普及促進をはかるためその貸付額一件「九万円」を「十二万円」に改めたものです。
- ▽ 川越市立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、霞ヶ関北学童保育室の新築に伴い、本条例に本学童保育室を加えたものです。
- ▽ 埼玉県川越商業高等学校生徒授業料徴収に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、高校教育の実情を考慮しその授業料、本市に住所を有するものの「九千六百円」を「一万四千四百円」、その他のもの「一万四千四百円」を「二万四千円」に改めたものです。
- ▽ 川越市公会堂使用条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - は、市議会第一回定例会は、三月六日午後一時に市役所に招集されました。招集にあたっての件名は「昭和五十年度川越市一般会計予算」ほか七十二件でした。

一般・特別会計

新年度予算

市議会第一回定例会において、議決された、各会計の新年度予算の主な内容は、つぎのとおりです。

△ 昭和五十一年度埼玉県川越市一般会計予算

の、歳入の主なるものは、「市税」のうち個人市民税三十一億七千二百四十六万円、法人市民税九億二千七百四十七万円、固定資産税二十二億八千九百九十二万円、国有資産等所在市町村交付金及び納付金六千二百三十九万円、自動車税四千五百二十五万円、市たばこ消費税三億一千七百九十四万円、電気税一億五百八十二万円、ガス税一千百四十三万円、特別土地保有税五千三百九十二万円、市計画税三億九千四百一十六万円などです。「地方譲与税」のうち、自動車重量譲与税六千六百万円、特別土地区画整理事業特別会計へ交付金一千六百万円、「自動車取得税十五億円」、「交通安全対策特別交付金」八千五百六十万円、「分担金及び負担金」のうち、民生費負担金七千三十三万六千円、「使用料及び手数料」のうち、民生費使用料一千二百七万二千円、土木使用料六千七百七十八万六千円、教育使用料二千四百八十二万九千円、総務手数料一千七百四万一千円、衛生

手数料二千八百五十六万九千円などです。「国庫支出金」のうち、土

本費の国庫補助金一億三千七百八十五万八千円、教育費国庫補助金一億二千三百十三万五千円、民生費委託金三千四百三十三万二千

円などです。「県支出金」のう

どです。「国庫支出金」のうち、

民生費国庫負担金九億一千六百六十六万八千一百九十七万六千円などです。「市債」のうち、

土木債九千七百九十万円、教育債

二百万円、競輪事業収入一億五

千円、雑入二億四千七百十一

万三千円などです。「市債」の

うち、民生債七千三百九十九万

円、電気債一千六百九十一万円、賦課

二億二千七百六十万円などであ

ります。

歳出の主なるものは、「議会

費」の一億九千六百八十二万三千

円、「総務費」のうち、消耗品印

刷製本費等の需要費二千八百七十

万八千円、パンチング委託料

一千万八千一百七十一万八千

円、事務機借上料等の

使用料及び賃借料四千

九百万八千円、広報市

例規類集印刷製本費

一千三百七十一万八千

円、事務機借上料等の

使用料及び賃借料四千

九百万八千円、広報紙等の配布委

託料二千二百二十四万

円、光熱水費電気料等

等需用費四千七万八千

円、広報紙等の配布委

託料二千二百二十四万

円、光熱水費電気料等

等需用費四千七万八千

請願五件を採択

の方法について改善していただ

きたい。

より提出されたものです。

川越支部石田みち江氏他六名

との主旨により新日本婦人の会

についての請願（採択）

川越支所閑住宅団地建設に

始つてから、早くも三年を経過し

ようとしており、入居数も現在は

八〇〇戸を超、市開発公社分譲

分の入居が完了すれば、八五〇戸

に達する見込であります。

は、霞ヶ関住宅団地への入居が

は、市当局におかれましても、万

々ご承知の事とは推察致しており

ます。ここに改めて一日も早く

提出されたもので。

坪の集会所を建設下さい。

自治会に集会所が必要である事

は、市当局にわかりましても、万

々ご承知の事とは推察致しており

ます。そして緑陰ベンチ、プラ

ンコ、砂場などをつくり老人児童

で保育施設を作つてほしい。

三、運営は現在の保育信念を貫き、

でそのまま収容してほしい。

はそのまま当園に在園している児童

は、霞ヶ関住宅団地を、不毛の団地と

しないために、集会所は是非必要

であると考えますので、一八五〇戸

戸が使用できる、一〇〇～一五〇

坪の集会所を建設下さい。

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長松本忠司氏

地に老人児童公園建設に関する

請願について（採択）

は、岸町一丁目にある池は川越

市が熊野神社から借地管理し、最

近附近住民の陳情をいたり埋立

作業を行つてることにつき心か

ら敬意を表します。

つきましては、埋立後の広場利

用については、市営住宅を建てる

との主旨により代表川越市大字藤間五

二四、藤間上自治会長

育成会等と密接に連絡して、その効果を最大限に發揮するよう努力することが望ましい。住民の要求に基づいて安全街区を設け自動車の乗入れ制限や禁止を行ない「買物道路」「歩行者天国」や子供の遊び場などを拡大すること。

六、東部工業団地に関連する道路網の整備については、同団地の造成、完成時においては市街通過車両の激増は必然的に団地周辺道路に集中化されるであろう。従つて当工業団地の関連する道路網の計画設定は、進入路、退出路については将来当団地に誘致を予定される事業業種、その業種に必要とする原材料の入手

先 所有車両数 方面別に進入を予想される車両數を考慮し、道路構造、幅員、経由地、路線を決定すべきである。設計時点において県企業局と綿密な事前協議を行ない、特に地元（市）の意見を十二分に申入れることが必要である。具体的には進入路、退出路は主要幹線路川越→上尾線、川越→栗橋線に連結し将来は国道十六号より川越→上尾線を横断し工業団地に至る道路とすべきである。なお団地造成に伴い道路の整備拡充に関しては極力県費負担とすべきである。要は工業団地の設置により市街地通過車両を努めて迂回させ、市内の交通渋滞を除くこと、交通上危険を緩和し除去できる

七、橋りょう対策については、主として川越市で、
かけ替えについてで、財政上の問題があり、
して、県道移管を今後も強力に折衝する
要がある。なお本市の交通問題を考える時、
本市の地形上、このよう対策を除き、
語ることができないものがある。よって
それが対策については、路線計画と地域開発計
画と並行して促進されなければならないものと
考課される。

一般質問

△川越市道路線の認定について
は、土地区画整理事業施行に伴い、脇田本町地内など市道路線十四件を認定し、五件を廃止したものであります。

△川越市道路線の廃止について
は、土地区画整理事業施行に伴い、大字砂新田地内など市道路線五七件を認定し、十件を廃止したものであります。

△川越市道路線の認定について
は、土地区画整理事業施行に伴い、大字並木地内など市道路線二件を認定し、一三件を廃止したものであります。

△川越市道路線の認定について
は、土地区画整理事業施行に伴い、大字密集地の雜排水処理対策について策について

一、「同和問題」について
菊地 実 議員

一、住宅密集地の雜排水処理対策について
二、市民の健康と医療対策について
三、四年間(四十六年～五十年)の請願、陳情の取組み状況について

中村光男 議員

一、学校給食センターの問題点について
二、学校の昼休み時間について
矢部正左衛門 議員

一、地域開発による内水の排除について
二、市道七号線および川越橋について

▽ 川越市道路線の廃止について
は、土地区画整理事業施行に伴
い、大字的場地内など市道路線三
五件を認定し、九件を廃止したも
のです。

▽ 川越市道路線の認定について
川越市道路線の廃止について
は、名細小学校敷地整備に伴い
大字小堤地内市道路線三件を認定
し、三件を廃止したものです。

▽ 川越市道路線の認定について
川越市道路線の廃止について
は、公用用地造成に伴い、大字
的場地内市道路線二件を認定し、
一件を廃止したものです。

▽ 川越市道路線の認定について
川越市道路線の廃止について
は、本田技研工業株式会社が運
動場を造成するにあたり、大字笠
幡地市道路線二件を認定し、二件
を廃止したものです。

▽ 川越市道路線の認定について
は、霞ヶ関公民館設置に伴い、
地内市道路線三件を認定したもの
です。

▽ 川越市道路線の認定について
は、霞ヶ関公民館設置に伴い、
大字古谷上地内市道路線二件を認定
したもののです。

▽ 川越市道路線の認定について
は、道路新設に伴い、大字砂新
田地内市道路線一件を認定したも
のです。

▽ 川越市道路線の変更について
は、道路採納に伴い、新宿町地内
は、道路採納に伴い、新宿町地内

人権擁護委員を認める

本定例会の最終日に、人権擁護法第六条第三項の規定により「人権擁護委員」について議会の意見を求めていとの提案がありましたので、提案理由の説明、質疑ののち次の方々を認めました。

▽ 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて

○ 小仙波町一丁目一六番地三 北村博学 鈴木英治 明治三八年九月一五日生

○ 月吉町三六番地二 潤澤のぶ 明治三六年二月七日生

○ 大字南田島一七四六番地 宮根一郎 明治三八年九月一八日生

○ 大字小堤八三五番地 荻島絹原清三 明治三九年十月二九日生

○ 大字南大塚六五一番地 带津工十郎 明治四十年六月一四日生

○ 大字上寺山四四八番地 ○新宿町三丁目十一番地八 明治三八年七月一九日生

○ 新宿町三丁目十五番地八 大字砂新田一五一番地 明治三九年三月一九日生

○ 大字砂新田一五一番地 八木数馬 白川正三

人権擁護委員 を認める